

事務連絡  
平成28年10月21日

一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会  
会長 西釜 博文 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

「補修型みなし応急仮設住宅」に係る補修工事完了報告書の提出期限の  
延長及び「入居時修繕負担金に係る申出書」の提出について

このことについて、補修工事の進捗状況をみると、現在、熊本地震関係の工事が集中し施工業者が著しく不足していることから、多くのみなし応急仮設住宅において、補修工事完了報告書の提出期限までに工事の完了が困難な状況にあります。

つきましては、下記のとおり補修工事完了報告書の提出期限を延長するとともに、平成28年12月13日（火）までに提出できない場合には「入居時修繕負担金に係る申出書」を提出いただくことにしましたので、貴会員様への周知をお願いします。

記

1 補修工事完了報告書の提出期限

現行の平成28年12月13日（火）から延長。

今後、補修工事完了報告書の提出状況や工事の進捗状況等に応じて設定する予定です。

2 入居時修繕負担金に係る申出書（別添様式）の提出

平成28年12月13日（火）までに補修工事完了報告書を提出できない場合には、同日までに「入居時修繕負担金に係る申出書」の提出が必要となります。

3 留意事項

- ・ 平成28年12月13日（火）までに入居時修繕負担金に係る申出書を提出しなかった場合は、補修費支援の対象にはなりません。
- ・ 補修工事は入居前に行うことが原則ですが、やむを得ない事情がある場合には、入居後、できるだけ速やかに完了する必要があります。なお、入居者の退去後に行った工事については、原則として補修費支援の対象にはなりません。

【問い合わせ先】

〒862-8570  
熊本市中央区水前寺 6-18-1  
熊本県健康福祉部  
健康福祉政策課すまい対策室  
担当：東、井  
Tel：096-333-2818  
Fax：096-384-3160